

魅力ある買い物環境づくり支援事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、地域を支える魅力ある買い物環境づくりを推進するため、地域の特色を活かした商業活性化に取り組む商店街団体等又は地域民間団体に補助する市町（ただし、政令指定都市を除く。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「商店街団体等」とは、次に掲げるもので知事が適当と認めるものをいう。
- ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合であつて、商店街を形成し共同活動を行う組合
 - イ 一定の地区内における主として中小小売商業者により組織された団体
 - ウ 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所
 - エ 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会
 - オ 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第15条第1項第2号ロに規定する特定会社
- (2) この要綱において「地域民間団体」とは、次に掲げるもので知事が適当と認めるものをいう。
- ア 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人
 - イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人又は社会福祉協議会
 - ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人又は一般財団法人
 - エ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）、森林組合法（昭和53年法律第36号）又は水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づき設立された農林水産業関係団体
 - オ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する企業組合
 - カ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校
 - キ その他知事が認める法人又は任意の団体

第3 補助の対象及び補助率（額）

(1) 補助の対象

商店街の活性化のために市町又は商店街団体等が策定した総合的な計画等に基づき、商店街団体等又は地域民間団体が魅力ある買い物環境を創出する事業に要する別表に定める経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費

(2) 補助率（額）

商店街団体等又は地域民間団体が行う(1)に掲げる事業に要する経費の3分の1の範囲内で、かつ、市町が補助するのに要する経費の2分の1以内とし、500万円を限度とする。ただし、店舗改修費については200万円を限度とする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 収支予算書（様式第3号）

エ 経費配分書（様式第4号）

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（別表に掲げる経費のうち施設整備費の額の10パーセント以下又は施設整備費以外の経費の額の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格が50万円以上の動産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反し使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(7) 市町長が補助金の交付を決定する場合においては、(1)から(6)までに掲げる事項を条件として付さなければならないこと。この場合において、(1)から(4)までの事項中「知事」とあるのは「市町長」と、(4)中「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。

(8) 市町長が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(1)若しくは(3)の承認又は(2)の指示をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

(9) 市町長が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(4)により市町に収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（様式第5号）

イ 変更事業計画書（様式第2号）

ウ 変更収支予算書（様式第3号）

エ 変更経費配分書（様式第4号）

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書（様式第6号）
 - イ 事業実績書（様式第7号）
 - ウ 収支決算書（様式第3号）
 - エ 決算経費配分書（様式第4号）

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部
請求書（様式第8号）

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して7日を経過した日まで

第9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額等」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

- (2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

- (3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならない。

- (4) 市町長が補助金の交付をする場合の取扱い

市町長が補助金の交付をする場合においては、(1)から(3)までの事項と同様に取り扱うものとする。この場合において、(3)の事項中「知事」とあるのは「市町長」と、「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、昭和 63 年度から平成 6 年度までの分の補助金に適用する。

附 則

この改正は、平成 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 4 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 6 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 7 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 8 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 9 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 10 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 16 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 17 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 18 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 19 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 22 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 23 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 25 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 26 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和 3 年度分の補助金から適用する。

別表

第3（1）に掲げる事業

経費の区分	費目
謝金等	委員等謝金、委員等旅費
会議費	会場借上料
実験的事業経費	通信運搬費、広報費、無体財産購入費、備品費、イベント費、借料・損料、雑役務費、消耗品費、印刷製本費
委託費	委託費
店舗改修費	店舗改修費
施設整備費	施設整備費

魅力ある買い物環境づくり支援事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名

年度において魅力ある買い物環境づくり支援事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 金額 円

2 事業の目的

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人（カナ）

（注）以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

事業計画書（変更事業計画書）

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助対象事業の実施主体
- 3 補助対象事業の内訳
 - (1) 施設整備を行う事業

施設名	数量	契約先 (予定)	契約年月日 (予定)	着工年月日 (予定)	完成年月日 (予定)	代金支払（予定）				備考
						契約金額	支払方法	支払年月日	支払金額	
						円			円	

(添付資料) ・設置予定箇所を示す図面

(2) (1)以外の事業

区 分	内 容	実施予定時期	備 考

4 事業の必要性及び効果

5 事業実施体制（事務局体制、委員体制、関係団体・市町の支援体制等）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

経費配分書（変更経費配分書、決算経費配分書）

補助事業者（市町名）	
間接補助事業者（事業主体）	

（単位：円）

補助対象 経費の区分	費 目	間接補助事 業に要する 経費	補助対象と なる経費	負 担 区 分		備 考
				市町 負担額	補助金 申請額	
謝金等	委員等謝金					(注) 補助対象となる 経費については、 各々の積算 明細を備考欄に 記載又は資料を 添付すること。
	委員等旅費					
会議費	会場借上料					
実験的事業 経費	通信運搬費					
	広報費					
	無体財産購入費					
	備品費					
	イベント費					
	借料・損料					
	雑役務費					
	消耗品費					
	印刷製本費					
委託費	委託費					
店舗改修費	店舗改修費					
施設整備費	施設整備費					
合 計						

- (注) 1. 「間接補助事業に要する経費」とは、間接補助事業者が補助事業を行うために必要な経費とする。
2. 「補助対象となる経費」とは、間接補助事業に要する経費のうちで、別表「補助対象経費」に掲げる経費とする。
3. 委託費のある場合は、委託費の区分内訳欄に必要な費目に分類して記入するとともに、委託する事業、委託先、委託金額及び委託する理由を記載した委託事業内容明細書を添付すること。
4. 変更経費配分書の場合は、変更前の金額を左欄に、変更後の金額を右欄に記載すること。

魅力ある買い物環境づくり支援事業計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた魅力ある買い物環境づくり支援事業を次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

実績報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた魅力ある買い物環境づくり支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

事業実績書

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助対象事業の実施主体
- 3 補助対象事業の内訳

(1) 施設整備を行う事業

施設名	数量	契約先	契約年月日	着工年月日	完成年月日	代金支払				備考
						契約金額	支払方法	支払年月日	支払金額	
						円			円	

(添付書類)

- ・市町の検査復命書写
- ・契約書写
- ・工事写真（竣工前と竣工後）
- ・工事図面

(2) (1)以外の事業

区 分	内 容	実施時期	備 考

(添付書類)

- ・ 市町の検査復命書写
- ・ 契約書写
- ・ 事業報告書
- ・ 店舗改修費が補助対象の場合は、改修に係る写真（竣工前と竣工後）及び図面

4 本事業により得られた成果及び効果

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた魅力ある買い物環境づくり支援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

消費税仕入控除税額等報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた魅力ある買い物環境づくり支援事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- | | | | |
|---|----------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| | （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | | |
| 2 | 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税額及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名